



# 連合高知



<発行所> **連合高知**

日本労働組合総連合会高知県連合会  
〒780-0870 高知市本町4丁目1-32  
こうち労働センター内  
TEL(088)824-5111  
FAX(088)824-3002

<発行責任者> **折田 晃一**

No.134 2021年7月30日

2021フォーラム

## まっとうな政治を！ 政治の役割は“安心”を与えること



武内 則男 衆議院議員（高知1区予定候補）



広田 一 衆議院議員（高知2区予定候補）

この秋までには必ず行われる政治決戦に向けて連合高知は7月14日（18時半開会）、三翠園で「連合高知2021フォーラム」を開催した。このフォーラムには組合員94名が参加し、武内則男（1区予定候補）・広田一（2区予定候補）の両衆議院議員から、先の通常国会に関わる国政報告を受けた。

### 菅政権に怒り！

武内議員からは、「今の政権には怒りしかない。それは何かというと、立憲主義を無視するがゆえに、行政の腐敗と歪みが進んでいるからだ。その結果、社会の脆弱性を生み出し、コロナ対策が後手に回るとともに、小出しのものにしかなくなってない。コロナ禍といった国の非常時におこなうべき政治の役割は、国民に安心を与えることだ。目前に迫る政治決戦では、何としても“まっとうな政治”を取り戻そう」と組合員に訴えた。

### 地方があるから国がある

また、広田議員は「地方があるから国がある。リスクを分散し、多様性を重んじる多極分散型の国が今、求められている。このコロナ禍で市民の声、困っている人の声を菅政権は理解していない。こんな政権は信任できない。だから、来る政治決

戦では、まっとうな政治に変えていこう」と政治の流れを変える必要性を語った。

### 医療機関の内部崩壊が

会場からは、「医療現場では、職員の行動規制がとられている。そんな中、職員のメンタル面に関する問題など医療機関内部の崩壊が危惧されている。こうした医療現場の実情を踏まえて地域医療体制の整備を」といった要請や、「コロナ関連施策をめぐって自治体職員は奮闘しているが、政府の対応はあいまいで現場は混乱している。こんな政治を変えるためにもお二人と共に闘う」とのエールの声があがった。

### 両氏を先頭に闘う！

折田会長は挨拶の中で、「菅政権がまともじゃない中で、武内則男、広田一のお二人はともに“まっとうな政治を”と訴えている。そもそも国民の意見を聞かない政治は成り立たないのではないか。こんな政治では、国民の命と暮らしは守られない。まっとうな政治を取り戻すためにも、来る総選挙では連合高知が推薦する両氏を先頭に全力で闘っていこう」と呼びかけた。

# 命と暮らしを守る社会を！

## 春闘結果を地域全体へ



連合高知は7月14日、2021春季生活闘争の中間総括を主題とする第64回地方委員会を三翠園

で開催した。この委員会には43名の地方委員・特別地方委員・傍聴（うち女性委員7名／参加率17%）が参加し、「コロナ禍の厳しい交渉環境にあっても、県下では“賃上げの流れの継続”が少なからず確認できる結果を出している」などとする春闘中間総括を満場一致で確認した。

冒頭、挨拶に立った折田会長は、「コロナ禍で、日本社会の問題点、矛盾が浮き彫りになってきている。そんな中、私たちは労働組合としての最大の課題である“格差是正と暮らしの底上げ”をめざし、“分配構造の転換につながり得る賃上げ”に向けて2021春季生活闘争に取り組んできた」と、これまでの取り組みを説明した。そのうえで、春季生活闘争の中間総括について「業種・業態によって二極化しており、評価が難しいところだが、県

下では賃上げの流れの継続が少なからず確認できる結果を出している」とまとめながら、「今春闘の一定の成果を梃子に、地域別最低賃金の大幅引き上げに繋げていこう」と呼びかけた。

### 連合高知「5月末回答集計結果」

(5/26集計)

#### ◆賃金引上げ

##### 〈全体〉

□単純平均3,650円（昨年比-72円）

□加重平均3,796円（昨年比-60円）

##### 〈地場〉

□単純平均3,416円（昨年比+158円）

□加重平均3,337円（昨年比+229円）

#### ◆一時金

□県全体+1.28%

□製造業-2.91%

交通・運輸+12.66%

商業・サービス-2.56%

### 支え合いの地域社会を

また、連合高知も参画する“こうち食支援ネット”の活動について、「誰もがつながり合い、支え合いながら安心して暮らすことができる地域社会づくりを進めていこう」と訴えた。

### パワハラをなくそう！

連合高知が現在、係争中の地域ユニオン組合員4名を原告団とする“パワハラ訴訟”に関しては、「8月にはいよいよ証人尋問など審理が本格化する。ハラスメント対策関連法が施行される中、この裁判闘争で、社会通念に基づいたパワハラの基本づくりに貢献し、パワハラ防止法の実効性を高めていく」と決意を述べながら、「傍聴行動への参加など、裁判闘争へのご協力を」と支援を要請した。

### 政治の流れを変える

政治課題については、通常国会が閉会し、政治決戦のムードが高まる中、「菅政権は、コロナ対策に真正面から立ち向かっていない。国民の命と暮らしは二の次にされている。こんな政治の流れを変えるために、武内則男さん（1区予定候補）と広田一さん（2区予定候補）と共に闘っていこう」と地方委員に檄を飛ばした。

来賓には、田所ゆうすけ立憲民主党副代表が駆

#### 連合高知2021春季生活闘争【中間総括のポイント】

本年の妥結傾向は、コロナ禍の影響もあって、業種というよりは業態によってバラついている感が強い。妥結状況を概観すると、

① 県全体および地場組合ともに、規模別集計にある「30人未満」「30～99」区分の前年対比は、単純平均と加重平均を比較すると加重平均の値が相対的にプラスのベクトルにある。このことから今季における規模間格差の実状がみて取れる。

② 地域間格差においては、連合の全国集計5,233円（加重平均）と連合高知集計3,796円（加重平均）の差は、1,437円ほどあり、昨年の最終集計結果における差1,679円（全国平均5,506円、県内3,827円）からみると差額を圧縮した感がある。だが、格差是正といえる水準までには到達していない。

③ 一方、各組合の前年比を個別にみると、県全体の妥結組合のうち、約半数が前年の妥結額と同額もしくはそれ以上になっている。そして、前年を上回る額で妥結した組合は、全体の4分の1に至る。

以上のことを総論すると、「コロナ禍の厳しい交渉環境にあっても、県下では“賃上げの流れの継続”が少なからず確認できる結果を出している」と受け止める。

また、運動面からみると、今季は大手先行組合の妥結結果が部門別共闘（部門別共闘連絡会議）に波及しながら連合全体の相場をつくりあげている傾向が強い。その意味では近年、「春闘の形骸化」がいわれる中で、「賃金をめぐる統一闘争の意義」が再確認できるものと評価する。

けつけ、政治決戦に臨む党の決意を語った。

議案については、第1号議案「役員の交代について」、第2号議案「2021春季生活闘争の中間総括」を一括して執行部から提案したうえで、採決した。(確認した第2号議案の要旨はカコミのとおり)

地方委員会の最後には、「働く者の雇用と生活の立て直しを課題のど真ん中に据え、希望と安心を取り戻すために組織の総力を挙げて行動していく」とする委員会アピールを採択し、すべての日程を終了した。

#### 【連合高知における今後の課題】

##### < 1. 規模間・地域間格差の是正 >

規模間・地域間格差を是正するために、「上げ幅」のみならず「社会横断的な賃金水準（目標値）」を活用して「あるべき水準」をめざす運動を構成組織－地方連合会が連携して取り組む。

##### < 2. 賃金制度の整備 >

「賃金制度の整備」を図るため、地域ミニマム運動から導き出した連合高知の「年齢別「上位水準値」および「最低水準値」」を活用しながら、賃金は「最低生活保障するもの」であることを基本に、「同一価値労働同一賃金の原則」を踏まえつつ、「組織の総がかり」で一定の社会性を持って取り組んでいく。

##### < 3. パート・有期・契約と労働者の処遇改善 >

パート・有期・契約等労働者の雇用維持・生活改善を取り組んでいく。具体的な取り組みにあたっては、まずは自社の労働者および自組織に近い関連会社・子会社、間接労働者等へ組織化も含めて働きかけていく。

##### < 4. 連合内外を貫いた運動 >

県内すべての労働者の生活防衛・生活改善の取り組みを進めていく。その端緒となる地域別最低賃金審議では、今春闘の結果を“最賃のめざすべき水準への引き上げ”につなげ、県内労働者の「底上げ、底支え」を図る。同時に、最賃近傍で働く労働者の底上げも視野に入れて、“労働者全体の賃金水準を引き上げていく”という賃上げの流れを地域社会全体でつくり出す。

##### < 5. 政策・制度課題の前進 >

政策・制度の課題を通年的に取り組みながら、すべての労働者の“雇用・労働・生活を守る”ことに繋げていく。中でも、With/Afterコロナを見据えた“すべての労働者の雇用維持と生活保障”は喫緊の課題になっていることから、これに関する政策・制度を連合高知における重点課題に位置付けて“持続可能で包摂的な社会”をめざしていく。

#### 2021平和行動in沖縄

# 平和運動の担い手に！ 戦争をしない安全保障を

連合が取り組む平和行動のスタートとなる「平和行動in沖縄」が6月23日、コロナ禍のためWebで開催された。

この6月23日という日は、76年前、日本軍の組織的戦闘が終わった日として、「沖縄全体が鎮魂を祈り、非戦の誓いを新たにする祈念日」と位置付けられている。そのため、連合は、組織をあげて沖縄の仲間と連帯し、平和の意義を再認識しようと毎年、この日に平和行動に取り組んでいる。

Web集会を開催するにあたって神津会長は、「本日、慰霊の日を迎えるにあたり、私たちは“平和に暮らし、働き続けられる社会”の大切さを再確認しよう」と呼びかけた。また、平和運動にかかわって「連合は、政府に日本の主権を守らせることを求めている。その観点から日米地位協定の抜本的見直しと、在日米軍基地の整理縮小を要求している」と基本方針を語った。そのうえで、「これは沖縄だけの問題ではなく、日本全体の私たちみんなの課題だ。それを踏まえて、本日視聴している組合員のみなさんが平和運動の担い手・発信者

となり、平和の意義を広げてほしい」と訴えた。

講演では、「いまこそ考えたい 日本の役割、平和への覚悟、高次現実主義」と題して屋良朝博衆議院議員が非戦に向けた課題提起をおこなった。その中で屋良さんは、「政府は、沖縄に在日米軍基地を集中させる理由を“地理的優位性と抑止力のため”としている。だが、これには根拠がほとんど

#### 沖縄戦は続いていた！

6月23日は沖縄慰霊の日である。76年前のこの日、日本軍第32軍の牛島満司令官らが自決して、日本軍の組織的戦闘が終わった日とされる(米軍記録では22日)。ただ、この日で「沖縄戦が終わった」訳ではない。牛島司令官は、日本軍に「最後まで敢闘せよ」と命じて自決したため、住民を巻き込んだ戦闘は続き、日本軍による住民虐殺も頻発したのが実際のところである。

なぜ沖縄の仲間はこの6月23日を慰霊の日に行っているのか。それは、この日が「日本軍の組織的戦闘の終わり」と、住民被害が最大化した時期にあたることから、象徴的な日であるため」とのことである。

#### 戦死者の冒とくだ

沖縄戦から76年経った今、沖縄では新たな問題が発生している。それは、「沖縄戦犠牲者の遺骨が混じっている可能性のある土砂を名護市辺野古の新基地の埋め立てに使う動き」である。まさに、沖縄の住民は、沖縄戦で日本の捨て石にされた挙句、死しておお冒とくされようとしている。こんな不条理なことは決して許されないのではないか。

どない」と米軍基地の存在意義を全否定した。さらに、「マスコミでは、しきりに米中対立がいわれている。だが、実状をみると軍事的にはアジア太平洋地域で米軍と中国軍、インド軍などが共同演習をおこなっている。それはなぜかという、対テロリスト戦を想定して各国が共同歩調をとっているからだ。だから、もはやアジア太平洋地域において国家間戦争は考えられない」と地域の軍事情勢を暴露した。そのうえで、「もはや戦争はできないということを前提にした安全保障が高次現実

主義ということだ。これを実現するためには、日本が大きな平和ビジョンをもって対応すべきではないか。連合はナショナルセンターなので、是非ともその一端を担ってほしい」と要請した。

例年おこなわれるピースフィールドワークは本年、Web集会となったため動画配信となった。この動画では、連合沖縄青年・女性委員会による沖縄戦の実相と戦跡、在日米軍基地に関する解説・紹介が流された。

!!ちょこつとチャレンジ!!

ワークルール検定ドリル VOL.05

休暇・休業・休職

Q1 妊娠・出産・育児について、誤っているものをひとつ選びなさい。

- ① 妊娠中や出産後の女性が、健康診断などを受け、医師から指示された場合は、使用者は勤務時間の変更などの対応をしなければならない。
- ② 3歳に満たない子を養育する社員に対しては、申出の有無にかかわらず、所定労働時間を超えて労働させてはならない。
- ③ 正社員だけでなく、契約期間の定めのある労働者であっても、一定の要件を満たしていれば育児休業を取得することができる。
- ④ 妊娠・出産等の事由を契機として不利益取扱いが行われた場合は、原則として、妊娠・出産したことを理由とした不利益取扱いとして扱われる。

Q2 メンタルヘルス不調者への対応について、人事部で協議をしています。次の発言のうち、法的に最も誤った内容を含んでいるものをひとつ選びなさい。

- 発言① 心の健康問題で休業している労働者がうまく職場に復帰できるようにするためには、休業の開始から通常業務への復帰までの流れをあらかじめ明確しておくのが望ましいですね。労働者が病気休業期間中に安心して療養に専念できるよう、傷病手当金などの情報提供をするなどの支援をすることも必要です。
- 発言② 職場復帰は元の職場へ復帰させることが原則です。ただ、相当期間内に病気が治癒することが見込まれ、より軽い適切な業務がある場合には、会社は労働負担を軽減したり、段階的に元へ戻すなどの配慮をすることが重要でしょう。
- 発言③ 職場復帰の可否については、労働者や関係者から必要な情報を適切に収集して、復職が可能かどうかを総合的に判断する必要があるでしょう。日常生活ができる程度に病状が回復していれば、本人のためにも職場復帰をさせるべきです。
- 発言④ 労働者の健康情報等はプライバシーに関する情報です。労働者の健康情報等は厳格に保護されなければなりません。

Q1 こたえ ②

**解説** 使用者には、均等法に基づき、妊産婦である女性労働者の保護のため、妊産婦検診の通院時間を確保し(均等法12条)、医師からの指導事項を守るために、勤務時間の変更や勤務の軽減など必要な措置を講じる義務(同法13条)がありますので、①は正しいです。

②～④は、育児法に基づく使用者の義務などを問う選択肢です。まず、②は誤りです。使用者は、3歳に満たない子を養育する社員から申し出があったときには、所定時間を超えて労働させることができません(育児法16条の8)。③については、有期契約労働者であっても、勤続1年以上、子が1歳6か月

になるまでの間に労働契約が満了することが明らかでない場合は、育児休業の対象となります(育児法5条1項)。もちろん、有期契約労働者のすべてを対象とする旨定めても構いません。④については、均等法9条や育児法10条が、妊娠出産や育休取得等を理由とした不利益取扱いを禁じていますが、その妊娠出産等を契機として(時間的に近接して)不利益取扱いを行った場合には、特段の事情がない限り、育児法10条違反と解されることとなります。(広島中央保健生協事件・最一小判26.10.23)。

Q2 こたえ ③

**解説** 発言①、②について、厚生労働省は「労働者の心の健康の保持増進のための指針」を策定しています。この指針では、メンタルヘルス・マネジメントとして、(1)教育研修・情報提供、(2)職場環境等の把握と改善、(3)メンタルヘルス不調者への気づきと対応のための体制整備、(4)職場復帰段階における支援の重要性、が挙げられています。④については、

個人情報保護法でも健康情報は厳格な保護が求められています。③は、日常生活ができる程度に病状が回復していても就労に耐えられるかは別の判断であり、本人の希望や主治医の判断も重要となります。したがって、一概に職場復帰をさせるべきとはいえないでしょう。

出典：(一社)日本ワークルール検定協会「ワークルール検定ドリル」より

2021「平和行動in広島・長崎」オンライン配信について

本年の「平和行動in広島」は現地参加見送り、「平和行動in長崎」は代表参加としました。なお、それぞれの行動は下記のQRコードでオンライン配信されます

【平和行動in広島】

(8月5日〈木〉15:00~)



【平和行動in長崎】

(8月8日〈日〉15:30~)

